

城陽市公報

城陽市寺田東ノ口

16番地、17番地

発行

城陽市 総務部

総 務 課

目 次

告 示

- 指定納付受託者の指定について……………(政策企画課) …… 1
- 指定納付受託者の事業所の所在地の変更について……………
……………(政策企画課) …… 1
- 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について……………
……………(財政課) …… 2
- 市道路線の区域変更について……………(管理課) …… 2
- 市道路線の供用開始について……………(管理課) …… 2
- 市道路線の認定について……………(管理課) …… 2
- 市道路線の区域決定について……………(管理課) …… 3
- 市道路線の区域変更について……………(管理課) …… 3
- 東部丘陵地青谷地区の町・字の区域及び名称の変更について…
……………(都市政策課) …… 4

公 告

- 令和 8 年度(2026年度)高齢者等インフルエンザ予防接種
及び新型コロナウイルス感染症予防接種の実施について……………
……………(健康推進課) …… 10
- 宇治都市計画下水道の変更について…(上下水道課) …… 16
- 農用地利用集積等促進計画の認可について……………
……………(農政課) …… 16

農 業 委 員 会

- 令和 8 年第 10 回農業委員会定例総会の招集について………… 16

公 営 企 業

- 城陽市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について……………
……………(上下水道課) …… 16
- 城陽市下水道排水設備指定工事業者の指定について……………
……………(上下水道課) …… 16
- 城陽市下水道排水設備指定工事業者の指定について……………
……………(上下水道課) …… 17

- 城陽市下水道排水設備指定工事業者の指定について……………
……………(上下水道課) …… 17
- 城陽市下水道排水設備指定工事業者の営業所の所在地の変更に
ついて……………(上下水道課) …… 17
- 城陽市指定給水装置工事事業者の指定について……………
……………(上下水道課) …… 17

告 示

城陽市告示第 87 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者として指定したので、同条第 2 項に基づき次のとおり告示します。

令和 8 年(2026 年)9 月 10 日

城陽市長 村 田 正 明

指定者名	住所又は 事務所の所在地	指定 した日	指定する 事務	指定する期間
株式会社 Dm c MC ソリューションズ	東京都千代田 区丸の内 1 丁 目 11 番 1 号	令和 8 年 (2026 年) 7 月 1 日	ふるさと城 陽応援寄附 金の納付に 関する事務	令和 8 年 (2026 年) 7 月 1 日から 令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日まで

〈揭示済み〉

城陽市告示第 88 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定により指定納付受託者から届出があったため、同条第 4 項に基づき次のとおり告示します。

令和 8 年(2026 年)9 月 10 日

城陽市長 村 田 正 明

受託者	住所又は事務所の所在地	変更した日
-----	-------------	-------

株式会社 トラスト バンク	変更後	東京都港区北青山二丁目14番4号	令和8年 (2026年) 7月21日
	変更前	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	

〈揭示済み〉

城陽市告示第89号

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年（2026年）9月18日

城陽市長 村 田 正 明

1 健全化判断比率

（単位：％）

項 目	本市比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	12.61	20.00
連結実質赤字比率	－	17.61	30.00
実質公債費比率	12.6	25.0	35.0
将来負担比率	108.3	350.0	

2 資金不足比率

（単位：％）

項 目	本市比率	経営健全化基準
水道事業	－	20.00
公共下水道事業	－	20.00

〈揭示済み〉

城陽市告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次の路線の区域を変更したので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供します。

令和8年（2026年）10月1日

城陽市長 村 田 正 明

道路の種類	路線名 (号)	変 更 と な る 区 間	
		起 点	終 点

市道	11	城陽市寺田庭井53番 先	城陽市富野久保田57番1 先
----	----	--------------	----------------

変 更 前		変 更 後	
延長(m)	幅 員 (m)	延長(m)	幅 員 (m)
211.7	3.0～9.7	381.3	5.0～14.7

1 関係図面縦覧場所

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市都市整備部管理課

2 関係図面縦覧期間

令和8年（2026年）10月1日から同月14日まで

（市の休日を除く。）

3 関係図面縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

城陽市告示第91号

次の路線の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示し、その関係図面を一般の縦覧に供します。

令和8年（2026年）10月1日

城陽市長 村 田 正 明

路線名 (号)	供 用 開 始 の 区 間		供用開始の日
	起 点	終 点	
11	城陽市寺田庭井53番 先	城陽市富野久保田57番1 先	令和8年 (2026年) 10月1日

1 関係図面縦覧場所

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市都市整備部管理課

2 関係図面縦覧期間

令和8年（2026年）10月1日から同月14日まで

（市の休日を除く。）

3 関係図面縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

城陽市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の市道の路線を認定したので、その関係図面を一般の縦覧に供し

ます。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

整理番号	路線名 (号)	起 点	終 点
4-0-3-3	4 0 3 3	城陽市中芦原 6 8 番 1 0 7	城陽市奈島下小路 1 1 番 6 8

1 関係図面縦覧場所

京都府城陽市寺田東ノ口 1 6 番地、 1 7 番地

城陽市都市整備部管理課

2 関係図面縦覧期間

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日から同月 1 4 日まで

（市の休日を除く。）

3 関係図面縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

（正午から午後 1 時までを除く。）

城陽市告示第 9 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次の路線の区域を決定したので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供します。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

道路の種類	路線名 (号)	総延長（m）	幅 員（m）
市道	4 0 3 3	6 5 8 . 7	7 . 6 ～ 4 3 . 5

1 関係図面縦覧場所

京都府城陽市寺田東ノ口 1 6 番地、 1 7 番地

城陽市都市整備部管理課

2 関係図面縦覧期間

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日から同月 1 4 日まで

（市の休日を除く。）

3 関係図面縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

（正午から午後 1 時までを除く。）

城陽市告示第 9 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次の路線の区域を変更したので告示し、その関係図面を一般の

縦覧に供します。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

道路の種類	路線名 (号)	変 更 と な る 区 間	
		起 点	終 点
市道	1 0 5	城陽市久世芝ケ原 1 4 番 1 先	城陽市久世芝ケ原 1 4 番 1 先

変 更 前		変 更 後	
延長(m)	幅 員（m）	延長(m)	幅 員（m）
2 5 . 4	1 . 8	2 5 . 4	2 . 7

1 関係図面縦覧場所

京都府城陽市寺田東ノ口 1 6 番地、 1 7 番地

城陽市都市整備部管理課

2 関係図面縦覧期間

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日から同月 1 4 日まで

（市の休日を除く。）

3 関係図面縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

（正午から午後 1 時までを除く。）

城陽市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町・字の区域及び名称を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示します。

なお、その効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による東部丘陵地青谷地区土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から生じる。

令和8年（2026年）10月1日

城陽市長 村 田 正 明

町の区域及び名称の変更調書

変更前			変更後
町 名	地 番	付 記	町 名
中 芦 原	6 8 - 1		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 1 - 8 2		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 1		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 4		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 5		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 8		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 9		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 1 1		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 1 3		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 1 4		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 1 5		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 - 1 6		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 1 1		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 1 3		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 1 7	一 部	青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 1 9	一 部	青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 8		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 - 2 9		青 谷 山 手

変 更 前			変 更 後
町 名	地 番	付 記	町 名
中 芦 原	6 8 － 3 4		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 8 5		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 8 7		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 8 8		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 9 1		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 9 3		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 9 5		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 9 7		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 0 0		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 0 1		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 0 2		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 0 3		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 3 3		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 4 6		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 4 7		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 7 5		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 7 6		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 7 7		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 7 8		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 7 9		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 8 0		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 8 1		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 8 2		青 谷 山 手
中 芦 原	6 8 － 1 8 3		青 谷 山 手
中 芦 原	8 5		青 谷 山 手
中 芦 原	8 6		青 谷 山 手
中 芦 原	8 9		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 1 3		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 1 5		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 1 6		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 1 7		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 1 8		青 谷 山 手

変 更 前			変 更 後
町 名	地 番	付 記	町 名
奈 島 下 小 路	1 1 － 1 9		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 2 1		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 2 2		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 6 2		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 7 8		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 7 9		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 8 0		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 8 1		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 8 4		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 8 5		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 8 6		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 8 7		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 8 8		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 8 9		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 9 0		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 9 1		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 9 2		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 9 3		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 9 4		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 9 5		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 9 6		青 谷 山 手
奈 島 下 小 路	1 1 － 9 7		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 5		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 6		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 7		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 8		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 9		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 1 0		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 1 1		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 1 2		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 1 3		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 － 1 4		青 谷 山 手

変 更 前			変 更 後
町 名	地 番	付 記	町 名
奈 島 上 小 路	1 2 - 1 5		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 1 6		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 1 7		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 1 8		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 1 9		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 2 0		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 2 1		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 2 2		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 2 3		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 2 4	一 部	青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 2 5		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 3 0		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 3 1		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 3 2		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 3 3		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 5 6		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 5 7		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 7 5		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 7 6		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 7 7		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 7 8		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 7 9		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 8 0		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 8 1		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 8 2		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 8 3		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 8 4		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 8 5		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 8 6		青 谷 山 手
奈 島 上 小 路	1 2 - 8 7		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 1		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 2		青 谷 山 手

変 更 前			変 更 後
町 名	地 番	付 記	町 名
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 1 4		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 1 6		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 1 7		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 2 2		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 2 3		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 2 6		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 2 7		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 3 1		青 谷 山 手
奈 島 坊 ケ 谷	1 3 - 3 2		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 1		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 2		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 3		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 4		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 1 1		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 1 5	一 部	青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 3 7		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 5 3		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 5 4		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 5 5		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 5 6		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 5 7		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 5 8	一 部	青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 6 0	一 部	青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 7 1	一 部	青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 8 0		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 8 2		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 8 3		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 8 5		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 8 6		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 4 - 8 7	一 部	青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 5 - 1		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 6 - 1		青 谷 山 手

変 更 前			変 更 後
町 名	地 番	付 記	町 名
奈 島 池 ノ 首	1 7		青 谷 山 手
奈 島 池 ノ 首	1 8		青 谷 山 手

備考 地番は令和7年（2025年）4月17日時点のものである。

上記のほか、変更前の欄の区域に隣接介在する道路（里道）の一部は、変更後の欄の区域に編入する。

公 告

城陽市公告第24号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、令和8年度（2026年度）における高齢者等インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症予防接種について次のとおり公告します。

令和8年（2026年）9月24日

城陽市長 村 田 正 明

●予防接種種別

高齢者等インフルエンザ予防接種

新型コロナウイルス感染症予防接種

●対象者

城陽市に住民登録のある人で次のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上の人
- ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する人（おおむね身体障害者障害程度等級1級に相当）

●接種回数

1回（過去の接種歴に関わらず、期間中に1回のみ）

●実施期間

区 分	実 施 期 間
高齢者等インフルエンザ	令和8年（2026年）9月24日（木）～令和9年（2027年）1月30日（土）
新型コロナウイルス感染症	令和8年（2026年）10月1日（木）～令和9年（2027年）1月30日（土）

●実施場所

高齢者等予防接種協力医療機関一覧 別紙

●接種方法

個別接種 ※接種希望者は、医療機関に予約をしてください。

●接種費用

実施種別	一部自己負担金
高齢者等インフルエンザ予防接種	1,500円
新型コロナウイルス感染症予防接種	4,500円

※生活保護世帯・市民税非課税世帯・中国残留邦人等支援給付世帯に属する人は、接種前の申請により一部自己負担金を免除する制度があります。

●注意事項

次の①から④までのいずれかに該当する者は接種不可とする。

①接種当日 37.5℃以上の熱がある人

②重篤な急性疾患にかかっている人

③過去に予防接種の成分で、呼吸困難・じんましん等のアナフィラキシー・ショック（接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことがある人

④その他、予防接種を行うことが不適當な状態にある人

城陽市

高齢者等予防接種協力医療機関一覧（令和8年度）

地区	医療機関名	インフル	コロナ	住所	電話番号
平川	岡野医院	○	○	平川鍛冶塚66-2 宇治城陽メディカルモール1F	56-7780
	狩野内科	○	○	平川室木12-3 綿利ビル1F	56-5567
	鎌田クリニック	○	○	平川指月58-2 田辺ビル1F	57-0118
	きだ内科クリニック	○	○	平川山道46-25	54-5456
	きづ川クリニック	○	○	平川西六反44	54-1113
	さかい小児科クリニック	○	○	平川山道46-25-2	66-1252
	耳鼻咽喉科・アレルギー科やすだクリニック	○	○	平川横道84-1	55-8787
	腎・泌尿器科おおねクリニック	○		平川指月77-4	66-3581
	杉本クリニック	○		平川横道7-4	52-2338
	整形しまだクリニック	○		平川山道46-25-3	66-7681
	武智診療所	○	○	平川山道28-5	66-4308
	はら内科クリニック	○	○	平川車塚16-4	58-2088
久世	大槻内科医院	○	○	久世上大谷102-8	58-0232
	コクラ医院	○	○	久世下大谷18-111	52-2479
	とくだ小児科内科	○	○	久世里ノ西64-22	53-4970
寺田	いしだクリニック	○	○	寺田水度坂88-25	54-7660
	伊勢村医院	○	○	寺田尺後51-14	56-3290
	うめかわ内科クリニック	○	○	寺田高田55-2	54-7808
	大原クリニック	○	○	寺田今堀152-38	54-0148
	岡田診療所	○	○	寺田今橋13	52-7772
	栗山小児科医院	○	○	寺田深谷64-12	56-2199
	酒井クリニック	○	○	寺田樋尻29-7	54-5900
	佐々木整形外科	○		寺田樋尻12-67	55-7123
	佐々木レディースクリニック	○		寺田水度坂15-476	53-3735
	杉山医院	○		寺田新池135	52-2713
	中島内科	○	○	寺田丁子口59-5	34-0800
	ハヤシクリニック	○	○	寺田高田40-13	56-6441
	ばんどう耳鼻咽喉科	○		寺田北山田31-29	57-3387
	水田乳腺クリニック	○		寺田樋尻54-1	57-2211
	森澤医院	○	○	寺田西ノ口18	52-5303
	山口整形外科医院	○	○	寺田林ノ口23-3	57-0120
	山野医院	○	○	寺田東ノ口47	52-5015
富野	鹿野医院	○	○	富野西垣内21	52-0441
	鈴木診療所	○	○	富野西田部1-7	55-6233
	堀土内科医院	○	○	富野乾垣内80	52-1428
枇杷庄	いけや整形外科医院	○		枇杷庄鹿背田72 トライアングルプラザ内	56-0730
	富野荘やまもと内科クリニック	○	○	枇杷庄鹿背田62 MIKIビル3F	56-8688
	安見内科医院	○	○	枇杷庄鹿背田37-9 TACTビル	55-0633
市辺	たつみ内科クリニック	○	○	市辺小梨間31-10	55-1937
	ほりうち医院	○	○	市辺柿木原52-1	56-5330
中	府立リハビリテーション病院	○	○	中芦原	54-1400
	国立病院機構 南京都病院	○	○	中芦原11	52-0065
奈島	あそかビハーラ病院	○	○	奈島下ノ畔3-3	54-0120

高齢者等予防接種協力医療機関一覧（令和8年度）

宇治市 (続き)

地区	医療機関名	インフル	コロナ	住所	電話番号
六地蔵	小田部小児科内科医院	○	○	六地蔵町並32	32-6205
	じんのクリニック	○	○	六地蔵町並39	31-1122
	杉の下整形外科クリニック	○		六地蔵奈良町74-1	38-2900
	中村医院	○	○	六地蔵町並38-22	31-5237
	ほそだ内科クリニック	○		六地蔵奈良町74-1	38-2211
	米田医院	○	○	六地蔵町並11	33-4737
	六地蔵総合病院	○	○	六地蔵奈良町9	33-1717
木幡	宇治あじろぎ在宅クリニック	○	○	木幡南端34-1 サニークレスト203	34-2031
	大石医院	○	○	木幡陣ノ内20	31-8354
	大石木幡医院	○	○	木幡大瀬戸46	33-0306
	こう内科クリニック	○	○	木幡西浦35	32-1457
	小山医院	○	○	木幡御蔵山39-602	31-5455
	中西整形外科クリニック	○		木幡熊小路12-1	38-2559
平尾台	小児科いしはらクリニック	○	○	平尾台4-5-2	38-1617
	かどさか内科クリニック	○	○	平尾台4-3-2	31-1077
五ヶ庄	いちのはしクリニック	○	○	五ヶ庄折坂56-1-1F	31-1115
	今井内科クリニック	○		五ヶ庄福角49-4	31-5189
	おうばく駅前内科クリニック	○	○	五ヶ庄新開11-29-18	33-2828
	中田医院	○	○	五ヶ庄戸ノ内7-22	38-2477
	橋本整形外科	○		五ヶ庄新開7-5	31-4511
	藤井医院	○		五ヶ庄梅林46-5	31-8355
	ふじいキハダ診療所	○	○	五ヶ庄新開11 JR黄檗駅前ビル2F	31-3111
	宇治病院	○	○	五ヶ庄芝ノ東54-2	32-6000
	宇治おうばく病院	○		五ヶ庄三番割32-1	0570-024089 (ナビダイヤル)
菟道	いしだ医院	○	○	菟道田中32-6	20-7711
	上田診療所	○	○	菟道平町17	22-7586
	大石三室戸医院	○	○	菟道荒瀬28-3	24-0306
	こうどう小児科	○	○	菟道西隼上り4-23	33-8886
	土井内科	○	○	菟道荒瀬1-54	24-1885
明星町	いかだ医院	○	○	明星町2-9-83	23-1736
白川	京都ゆうゆうの里診療所	○	○	白川鍋倉山14-1	28-1895
	不動園診療所	○	○	白川東山15	28-4555
宇治	宇田医院	○	○	宇治式番48-1	23-2166
	京都認知症総合センタークリニック	○	○	宇治里尻36-35	25-1110
	田中診療所	○	○	宇治妙楽44	21-2253
	服部医院	○	○	宇治壺番68	22-1111
	ひろかわクリニック	○		宇治妙楽24-1 ミツダビル	22-3341
	古川整形外科医院	○	○	宇治壺番10-8 ベルメゾンF	20-5575
	べっぷ内科クリニック	○	○	宇治半白12-3	66-1024
	べっぷ内科クリニック宇治市役所前	○	○	宇治下居20-1 101	25-1003
	増井医院	○	○	宇治妙楽39	21-2063
	松井整形外科医院	○	○	宇治半白19-10	23-2055
	やまもと医院	○		宇治下居3-6	23-7974
	宇治武田病院	○	○	宇治里尻36-26	25-2500
	都倉病院	○	○	宇治山本27	22-4521

高齢者等予防接種協力医療機関一覧（令和8年度）

宇治市 (続き)					
地区	医療機関名	インフル	コロナ	住所	電話番号
神明	とだ循環器内科クリニック	○	○	神明宮北32	66-5148
	やえクリニック	○	○	神明宮東14-1 宇治神明ビル1F	20-2900
羽拍子町	こいずみ医院	○	○	羽拍子町82-1	48-1240
	中村医院	○	○	羽拍子町56-22	41-6500
琵琶台	関医院	○	○	琵琶台1-3-3	20-0012
広野町	あづま整形・形成外科クリニック	○	○	広野町東裏108-3	43-5101
	今村医院		○	広野町茶屋裏3-3	41-6300
	かわむら内科クリニック	○	○	広野町西裏99	41-6259
	しんたにクリニック	○		広野町西裏87 ザ・ガーデンコミュニティD棟2階	45-0777
	徳岡医院	○	○	広野町寺山17-20	43-8952
	はせがわ内科・内視鏡クリニック	○	○	広野町西裏87 ザ・ガーデンコミュニティD棟2階	48-3301
	村山医院	○	○	広野町尖山23-4	41-2835
伊勢田町	浅妻医院	○	○	伊勢田町名木3-1-30	44-0888
	おやいづ医院	○	○	伊勢田町南山52-6	41-6013
	こうのクリニック	○	○	伊勢田町名木2-1-181	66-1180
開町	かわもと整形外科クリニック	○		開町1北尾ビル1F	43-4533
大久保町	あさくら診療所	○	○	大久保町山ノ内19-1	46-5151
	上ノ山吉岡医院	○	○	大久保町上ノ山21-1	43-4181
	小山内科医院	○	○	大久保町北ノ山24-1	46-3211
	芝野耳鼻咽喉科	○	○	大久保町上ノ山51-55	43-3388
	中村病院	○	○	大久保町平盛91-8	44-8111
	宇治脳卒中リハビリテーション病院	○	○	大久保町井ノ尻43-1	48-2110
槇島町	いわしげ内科クリニック	○	○	槇島町中川原154-1	22-7883
	滝本整形外科	○		槇島町三十五46-4	28-5625
	山本医院	○	○	槇島町落合43-18	34-3222
	宇治徳洲会病院	○	○	槇島町石橋145	20-1111
	宇治徳洲会リハビリテーション病院	○	○	槇島町石橋153-1	80-0550
小倉町	今林医院	○	○	小倉町西浦88-39	21-4522
	植田医院	○	○	小倉町南浦18-122	21-6111
	大嶋耳鼻咽喉科医院	○		小倉町神楽田10-5	20-1234
	岡田医院	○	○	小倉町天王31-5	24-7755
	おもかげ在宅クリニック宇治	○	○	小倉町久保114-1 キタザワ産業ビル2F	34-2156
	笹平診療所	○	○	小倉町南堀池109	21-4523
	完岡医院	○	○	小倉町西畑41-21	21-2507
	高嶋医院	○	○	小倉町西浦5-13	23-5513
	たなか医院	○		小倉町神楽田16	66-2994
	西尾医院	○	○	小倉町西畑28-13	23-8511
	二宮内科医院	○	○	小倉町南堀池8-5	28-3101
	鉢嶺医院	○	○	小倉町山際1-3	20-0255
	松田整形外科医院	○		小倉町神楽田38-13	21-4628
	宮本医院	○	○	小倉町西畑40-4	21-3934
	山村内科	○	○	小倉町南浦28-3	28-4331
	宇治川病院	○	○	小倉町老ノ木31	22-1335

久御山町

高齢者等予防接種協力医療機関一覧（令和 8 年度）

医療機関名	インフル	コロナ	住所	電話番号
おおむら医院	○	○	佐古内屋敷61-1	46-3160
くわはら内科	○	○	北川顔村西6-2	075-874-6222
たえ子耳鼻咽喉科めまいクリニック	○	○	栄4-1-51	44-4133
田村医院	○		佐山双置87	41-6730
京都岡本記念病院	○	○	佐山西ノ口100	48-5500
久御山南病院	○	○	坊之池坊村中28	075-631-2261

〈揭示済み〉

城陽市公告第 2 5 号

宇治都市計画下水道の変更をしたいので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該変更に係る都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができます。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 9 月 3 0 日

城陽市長 村 田 正 明

1 都市計画の種類
宇治都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域
城陽市全域

3 都市計画の変更案の縦覧場所
城陽市平川広田 6 7 番地
城陽市上下水道部上下水道課

4 都市計画の変更案の縦覧期間
令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 9 月 3 0 日から同年 1 0 月 1 4 日まで
（市の休日を除く。）

5 縦覧時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

〈揭示済み〉

城陽市公告第 2 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第 7 項の規定により公告し、その関係書類を次の場所において縦覧に供します。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

縦覧場所 城陽市寺田東ノ口 1 6 番地、 1 7 番地
城陽市まちづくり活性部農政課



農 業 委 員 会



城陽市農業委員会告示第 9 号

城陽市農業委員会会議規則（昭和 5 6 年城陽市農業委員会会議規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年第 1 0 回城陽市農業委員会定例総会を次のとおり招集します。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日

城陽市農業委員会

会 長 谷 則 男

1 日 時 令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 7 日（水）
午後 2 時

2 場 所 城陽市役所西庁舎 4 階 4 0 3 会議室

3 付議事件
（ 1 ）農地法の規定による各種申請及び届出の審議について
（ 2 ）その他について



公 営 企 業



城陽市公営企業告示第 1 9 号

城陽市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、城陽市指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年城陽市水道事業管理規程第 3 号）第 9 条第 2 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日

城陽市公営企業管理者職務代理者

上下水道部長 竹 内 章 二

1 事業の廃止の届出があった事業者名等

指定番号	商号又は名称	住所又は所在地	代表者
3 0 6	勝田水道株式会社	京都市南区吉祥院西ノ茶屋町 7 3 番 1	勝田健太

2 事業を廃止した日

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 8 月 3 1 日

城陽市公営企業告示第 2 0 号

城陽市下水道排水設備指定工事事業者規程（平成 2 0 年城陽市公営企業管理規程第 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年（ 2

0 2 6 年) 8 月 1 日付けで城陽市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、同規程第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 0 月 1 日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

指定番号	商号又は名称	営業所の所在地	代表者名
2 9 4	株式会社山下工業	京都市右京区山ノ内 荒木町 7 番地 6 5	山下琢史

城陽市公営企業告示第 2 1 号

城陽市下水道排水設備指定工事業者規程 (平成 2 0 年城陽市公営企業管理規程第 8 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 1 2 日付けで城陽市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、同規程第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 0 月 1 日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

指定番号	商号又は名称	営業所の所在地	代表者名
2 9 5	M&Y コーポレーション株式会社	相楽郡精華町大字菱田 小字宮川原 4 7 番地 1	奥野美加枝

城陽市公営企業告示第 2 2 号

城陽市下水道排水設備指定工事業者規程 (平成 2 0 年城陽市公営企業管理規程第 8 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 1 7 日付けで城陽市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、同規程第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 0 月 1 日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

指定番号	商号又は名称	営業所の所在地	代表者名
------	--------	---------	------

2 9 6	京都消防設備株式会社	京都市西京区桂巽町 6 2 番地 2	勝田詞音
-------	------------	-----------------------	------

城陽市公営企業告示第 2 3 号

城陽市下水道排水設備指定工事業者規程 (平成 2 0 年城陽市公営企業管理規程第 8 号) 第 9 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、令和 8 年 (2 0 2 6 年) 9 月 1 日付けで指定工事業者異動届を受理したので、同規程第 1 5 条第 1 項第 4 号の規定により告示します。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 0 月 1 日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

変更があった事項

業者名	変更があった事項	変更前	変更後
株式会社 京南設備	営業所の 所在地	京都市伏見区竹田 西内畑町 1 2 番地 I N A K B L D G . 5 0 6 号	京都市伏見区桃山 町東町 1 5 番地

城陽市公営企業告示第 2 4 号

城陽市指定給水装置工事事業者として令和 8 年 (2 0 2 6 年) 9 月 7 日に指定したので、城陽市指定給水装置工事事業者規程 (平成 1 0 年城陽市水道事業管理規程第 3 号) 第 9 条第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 0 月 1 日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

1 指定をした事業者名等

指定番号	商号又は名称	住所又は所在地	代表者
3 4 2	有限会社松岡組	兵庫県神戸市西区榎谷 町寺谷 1 2 4 2 番地の 6 9 3	松岡哲生
3 4 3	京都消防設備株式会社	京都市西京区桂巽町 6 2 番地 2	勝田詞音